

# 松本市生活応援クーポン利用者規約

## 第1条（総則）

本規約は、松本市生活応援クーポン事務局が発行する「松本市生活応援クーポン」の利用につき定めるものです。

## 第2条（定義）

本規約において利用する用語の定義は、次のとおりとします。

### 1 「事務局」

松本市からの委託により受託者が設置する松本市生活応援クーポン事務局を指します。

### 2 「取扱加盟店」

事務局が定める「加盟店規約」を承諾のうえ所定の申込書にて本事業の加盟店申込を行い、事務局が承認した個人、法人及び団体である登録事業者の店舗等を指します。

なお、取扱加盟店の参加資格、遵守事項、申込手順等は、別途設ける募集要項において定めるものとします。

### 3 「クーポン」

松本市の物価高騰対策家計支援事業の実施に当たり発行される、あらかじめ定める期間内で取扱加盟店において、利用可能な松本市生活応援クーポンを指します。

なお、クーポンには「電子クーポン」「紙クーポン」の二種類があります。

### 4 「利用者」

クーポンを取扱加盟店で利用する者を指します。

### 5 「クーポン取引」

利用者が取扱加盟店での物品及び役務の提供等を受けた場合、その価額をクーポンで決済することを指します。

### 6 「クーポン精算」

取扱加盟店と事務局が、クーポン取引により生じた決済額を精算することを指します。

### 7 「二次元バーコード」

クーポン取引に際し、事務局が発行するQRコード等の番号、記号その他の符号であって、事務局が定めた「加盟店規約」に従って事務局が取扱加盟店に発行し、取扱加盟店を特定するための情報、その他取扱加盟店におけるクーポン取引に必要な情報を記録したものを指します。

（「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です）

### 8 「公式サイト」

クーポンの広報・案内の窓口となるウェブサイトのことを指します。

### 9 「チケットポータル」

アカウント(個人の情報)管理・クーポンの取得・保有・利用の際に使用するためのウェブサイト「松本市チケットポータル」ことを指します。

## 第3条（クーポンの受け取り）

### （1）電子クーポンの場合

1 電子クーポンの受け取り及び利用には、通信可能なスマートフォン、パソコン等（以下「通信端末」という。）が必要となります。

2 電子クーポンは、本規約の内容を確認し、承諾した方のみ、事務局が指定する方法により、オンラインで取得することができるものとします。

3 利用者は、最大で6,000円までクーポンを利用することができるものとします。

4 クーポンの取得に際しては、氏名、住所、生年月日、その他特定の個人を識別できる情報を利用者情報として、正確に登録するものとします。

5 利用者は、メールアドレス・任意のパスワードにより会員登録を行うものとします。

6 事務局は、チケットポータルの画面をもってクーポンを利用者へ引き渡すものとし、利用者は、割り当てられたアカウントに紐づく、マイページ画面・チケット画面において、クーポンの保有及び利用状況を確認することができるものとします。

7 事務局は、第4項に違反して、虚偽の利用者情報を登録または登録しようとした者に対して、クーポン保有の拒否または取得済みのクーポンの無効化、その他必要な措置を取ることができるものとします。

また、事務局は、登録情報に虚偽、誤り、または記入漏れがあったことにより利用者に損害が生じたとしても、一切の責任を負わないものとします。

8 利用者は、利用者情報に変更が生じた場合、速やかに登録情報の変更を行うものとします。登録情報の変更がなされなかったことにより利用者に生じた損害について、事務局は、一切の責任を負わないものとします。また、変更がなされた場合でも、変更前にすでに手続きがなされた取引は、変更前の情報に基づいて行われるものとします。

#### (2) 紙クーポンの場合

1 紙クーポンの受け取り及び利用には、専用の機器は不要です。

2 紙クーポンは、本規約の内容を確認し、承諾した方のみ、事務局が指定する方法により、取得することができるものとします。

3 利用者は、最大で6,000円(3,000円分×2枚/1人)までクーポンを利用することができるものとします。

なお、購入額が3,000円に満たない場合の差額は0として扱う(「お釣り」は出ない)ものとします。

#### 第4条 (ID及びパスワード) / 電子クーポンの場合

1 チケットポータルID及びパスワードは、他人に知られることがないように利用者が責任をもって管理するものとします。

2 事務局は、ID及びパスワードの組合せが利用者の登録したものと一致することを所定の方法により確認した場合、利用者による利用があったものとみなします。

3 松本市及び事務局は、利用者の責に帰すべき事由により、利用者に割り当てたアカウントが第三者に不正利用されたことで生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

#### 第5条 (利用者の負担) / 電子クーポンの場合

クーポンの取得及びクーポン取引に係る通信端末の通信料・接続料等は、利用者が負担するものとします。

#### 第6条 (クーポン取引)

##### (1) 電子クーポンの場合

1 利用者は、クーポン取引に際し、事前に利用を希望する店舗が、取扱加盟店であること、且つ、利用者の通信端末の通信可能エリア内にありクーポン取引が可能であることを自己の責任において確認の上、クーポンを利用するものとします。なお、取扱加盟店は、本事業の全実施期間を通じて登録又はその抹消を随時行うことができます。

2 利用者は、取扱加盟店で自身の通信端末を使って、二次元バーコードを読み取ることにより、表示される入力画面に任意の決済金額を入力し、クーポン決済完了画面を提示することで、クーポン取引を行うものとします。

3 利用者は、残額の範囲内で1円単位にてクーポン取引を行うことができるものとします。

4 利用者は、クーポン取引を完了する前に、取扱加盟店名、利用金額を必ず確認するものとします。

5 クーポン取引において、いかなる場合であっても、現金での釣り銭は支払われません。

6 クーポン取引後、取引を取消して現金で返金を受けることはできませんが、事務局が別途示す手順により決済金額の修正を行うことができるものとします。

7 クーポン取引において、不足額が生じる場合、その不足分を現金等により支払うこととします。

8 事務局は、電子クーポン・紙クーポン両方を利用された場合、いずれかのクーポンを無効化することが出来るものとします。その際、利用者は無効化された利用額を加盟店へ支払うこととします。

##### (2) 紙クーポンの場合

1 利用者は、クーポン取引に際し、事前に利用を希望する店舗が、取扱加盟店であることを自己の責任において確認の上、クーポンを利用するものとします。なお、取扱加盟店は、本事業の全実施期間を通じて登録又はその抹消を随時行うことができます。

2 利用者は、最大で6,000円(3,000円分×2枚/1人)までクーポンを利用することができるものとします。

なお、購入額が3,000円に満たない場合の差額は0として扱う(「お釣り」は出ません。)

3 クーポン取引において、いかなる場合であっても、現金での釣り銭は支払われません。

- 4 クーポン取引後、取引を取消して現金で返金を受けることはできません。
- 5 クーポン取引において、不足額が生じる場合、その不足分を現金等により支払うこととします。
- 6 事務局は、電子クーポン・紙クーポン両方を利用された場合、いずれかのクーポンを無効化することが出来るものとします。その際、利用者は無効化された利用額を加盟店へ支払うこととします。

#### 第7条（利用者の遵守事項）

1 利用者は、第三者のアカウントを利用して、電子クーポンを保有してはならないものとします。なお、親族・加盟店等の協力を得てクーポンを利用する場合はこの限りではありません。

2 利用者は、取扱加盟店がクーポンを不正に利用することを知りながら、クーポン取引を行ってはならないものとします。

3 利用者は、虚偽の利用者情報を登録する(電子クーポンの場合)・虚偽の利用者情報を提示する(紙クーポンの場合)など不正が疑われる場合に事務局が行う調査に協力を求められた際は、これに協力するものとし、事務局の求めに応じて証拠となる資料を提出しなければならないものとします。

この場合、調査結果によっては、クーポンが無効化されることをあらかじめ承諾するものとします。

4 利用者はクーポンを第三者に譲渡(交換・転売を含む)もしくは貸与すること、第三者から譲り受けることはできません。ただし、親族間での譲渡はこの限りではありません。

5 利用者は、違法、不正利用または公序良俗に反する目的でクーポン取引を行わないものとします。

6 対象とならない取引等は下記の通りとします。

- ①換金性の高い商品(商品券・ビール券・酒券・図書券・切手・ハガキ・印紙・プリペイドカード等)の購入または交換
- ②事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入、事業用資産のリフォーム等
- ③土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く。)等の不動産に関わる支払い
- ④現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い。ただし、料亭等、明らかに飲食の提供が主目的である店舗は、利用可能とする
- ⑥特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑦その他、事業趣旨にそぐわないと松本市、事務局が判断したもの

#### 第8条（加盟店との紛争）

利用者は、取扱加盟店から購入した商品もしくは権利、または提供を受けた役務の瑕疵、欠陥、不履行その他利用者として加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、取扱加盟店との間で解決するものとし、松本市及び事務局はその責任を負いません。

#### 第9条（クーポンの有効期限・利用可能期間）

1 クーポンの有効期限・利用可能期間は、クーポンを取得した日から、事務局が定める期日までとします。

2 有効期限は、通信端末(電子クーポン)または、クーポン原券(紙クーポン)で確認することができます。

3 有効期限を経過した場合、クーポンの利用は一切できなくなります。

#### 第10条（個人情報等の収集及び利用）

事務局は、本事業を通じて収集された個人情報の利用・管理・共同利用等について、「個人情報の保護に関する法律」および「個人情報の保護に関する法律施行条例」及び株式会社JTB(本事業受託者)が定める「個人情報保護方針」に基づき、次のとおり適切に取り扱うものとします。

1 個人情報とは、クーポン配布および取得において提供を受けた、氏名、住所、生年月日、電話番号、Eメールアドレス、性別、クーポンの利用店舗、利用日、利用金額等、特定の個人を識別できる情報をいいます。

2 個人情報の共同利用

(1) 共同利用することのある項目

- ①氏名、住所、生年月日、電話番号、Eメールアドレス、性別、クーポンの利用店舗、利用日、利用金額等、特

定の個人を識別できる事項

- ②お問い合わせに関する事項
- ③サービス提供に関する事項

(2) 共同利用の目的

- ①本事業の運営及びサービス提供
- ②サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析
- ③電子メール等の通知手段による情報発信
- ④利用者からのお問い合わせ等に対する適切な対応
- ⑤その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的
- ⑥上記、目的をサポートする為の事務局からの一部業務委託会社による利用

(3) 共同利用する者の範囲

- ①松本市
- ②第11条(業務委託)の規定に基づく受託会社

3 個人情報の利用制限

個人情報の収集目的を越えた利用及び第三者への情報提供は、「個人情報の保護に関する法律」および「個人情報の保護に関する法律施行条例」で定める場合を除き、一切いたしません。

ただし、統計的に処理された利用者属性等の情報については、個人情報を一切含まないものに限り、公表することがあるものとします。

4 個人情報の管理

収集した個人情報については、松本市及び事務局が厳重に管理し、漏洩、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を講じるものとします。

第11条(業務委託)

事務局は、クーポンの運営管理業務の一部を第三者に委託することがあります。

第12条(サービスの停止または中止)

1 事務局または取扱加盟店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、クーポンに係るサービスの全部または一部を停止または中止することがあります。

- (1) 天災地変、停電、システム障害、通信障害、二次元バーコードの読み取り不能等、本サービスを提供することができない場合
- (2) システムの保守・点検等により、本サービスに関するシステムを停止する必要がある場合
- (3) 本サービスが犯罪に利用された疑いがある場合
- (4) その他やむを得ない事由が生じた場合

2 前項により生じた利用者の損害等について、松本市及び事務局は一切の責任を負いません。

第13条(利用者に係る一時停止または中止)

1 事務局または取扱加盟店は、利用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、事前に通知することなく、当該利用者のクーポン取引を一時停止または中止することがあります。

- (1) 本規約に違反し、または違反したおそれがある場合
- (2) クーポンを違法もしくは不正に入手した場合
- (3) クーポンの利用状況に照らし、利用者として不適格である場合
- (4) クーポン利用者情報の登録において虚偽が発覚した場合

2 前項により生じた利用者の損害等について、松本市及び事務局は一切の責任を負いません。

第14条(反社会的勢力の排除)

1 利用者は、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、これらを総称して「暴

力団員等」といいます。)に該当しないこと、及び、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が自己の経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が自己の経営に実質的関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己もしくは第三者の不正利益を図る目的または損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金を提供、または便宜供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 自己、自己の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 利用者は、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 事務局は、利用者が前各項の確約に反し、または反していると疑われる場合、催告その他何等の手続きを要することなく、利用者の保有するクーポン残高について、利用資格を取り消すことができます。なお、事務局は、かかる疑いの内容及び根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取り消しに起因して利用者に損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。

4 前項の場合、当該利用者の保有するクーポン残高は失効するものとし、払戻しはいたしません。

#### 第15条 (クーポンの終了)

事務局は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断等の理由により、クーポンを全面的に終了することがあります。この場合、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により利用者に周知する措置を講じます。

#### 第16条 (規約の変更)

本規約を変更する場合、事務局は、専用HPに掲示する等の方法により一定の予告期間をもって変更後の規約を周知することとし、当該予告期間の経過をもって、当該変更後の規約が適用されるものとします。

#### 第17条 (合意管轄裁判所)

利用者は、クーポンに関して本事業体との間に紛争が生じた場合、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

#### 第18条 (準拠法)

本規約に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

#### 附則

##### (施行期日)

本規約は、2026年3月19日から適用します。(予定)

##### (お問い合わせ窓口)

クーポンに関するお問い合わせは、下記窓口までご連絡ください。

松本市生活応援クーポン事務局 (サポートセンター)

電話 026-217-1037 (受付時間: 平日10:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00) 土日祝日休み